

在留邦人の皆様へ パスポート(旅券)に関する大切なお知らせ
(3月27日からオンライン申請開始／申請手続きが変わります)

【ポイント】

- 令和5年(2023年)3月27日以降、外務省はパスポートの発給申請手続きの一部をオンライン化します。
- お手持ちのスマートフォンから、オンライン在留届(ORRネット)への登録情報を利用したオンライン申請を行っていただければ、総領事館に来訪していただく必要はございませんので、是非ご活用ください。
- なお、パスポートを受け取るためには、引き続き総領事館へ来訪していただく必要があります。
- また、令和5年(2023年)3月27日以降、今般の旅券法改正に伴い、以下本文3の申請手続きが変更となりますので、ご注意ください。

【本文】

1 オンライン申請がスタートします

(1)令和5年(2023年)3月27日から、外務省はパスポートの発給申請手続きをオンライン化します。

(2)オンライン申請の場合、

- ・戸籍謄本提出の省略が認められる切替申請(有効期限満了まで一年未満で、氏名や本籍地に変更のない場合)は、申請時に総領事館の窓口へ出向く必要がありません(ただし、パスポートの受け取りは、今まで同様総領事館窓口となります。新しいパスポートを受け取る際は、必ず前回のパスポートをお持ちください)。
- ・新規申請には、戸籍謄本の提出が必要になります。窓口提出、または、郵送等で提出することもできます。なお、郵送等で提出する場合、総領事館では紛失の責任は負えませんのでご注意ください。

(3)在留邦人の皆様は、オンライン在留届(ORRネット)へ登録した上で、在留邦人用旅券申請スマホアプリを通じてオンライン申請が可能となります。オンライン在留届については以下2をご参照ください。

(4)オンライン申請は、アプリの画面上の案内にしたがって実施いただきますが、手続きの方法については以下のパンフレットにてご確認ください。

- ・電子申請利用案内パンフレット【※簡単なお案内のみ】(A4表裏、PDF形式)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100469298.pdf>

- ・電子申請利用案内ポスター

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100469297.pdf>

2 オンライン在留届について

(1) オンラインでの旅券申請を利用できるのは、「インターネットによる在留届電子届出システム(ORR システム)」を利用して在留届を電子届出した方のみとなります。

在留届の詳細は以下の URL よりご確認ください。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_residence_report.html

(2) 既に従来の書面方式により「在留届」を提出済みの方は、以下のいずれかの方法により、提出済みの情報を ORR ネット化(電子届出化)し、本システムをご利用いただけます。

(a) 当館窓口までご来館いただき、書面にて提出されている「在留届」を ORR ネット化されたい旨申し出てください。ご本人様確認の後、ORR ネット化に必要な認証コードを交付いたします。その後、ご指定のメールアドレスに ORR ネット化するための URL 付きメールが送信されますので、交付された認証コードを利用して ORR ネット化を行ってください。

(b) 「インターネットによる在留届電子届出システム(ORR システム)」により在留届を新規に届出し、その旨を当館までご連絡ください。当館にて既存の「在留届」が ORR ネット化されたことを確認いたします。

(3) なお、現在お持ちの旅券の有効期限が切れている方は、筆頭者としての「インターネットによる在留届電子届出システム(ORR システム)」の登録ができませんので、上記(2)(a)の方法をご検討ください。

3 申請手続きが変わります

・旅券法令改正案内ポスター

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100469305.pdf>

(1) 戸籍謄本のご用意を！

新しくパスポートを申請する場合や、旅券面の記載事項に変更がある場合は、戸籍謄本をご用意ください。戸籍抄本では受付できません。【注意：有効期間内の切替更新の場合、戸籍謄本の提出は原則不要です】

(2) 査証欄が少なくなったらパスポートの申請を！

パスポートの査証欄(ビザページ)を追加する増補制度が廃止になります。余白がなくなったら、新たなパスポートを申請してください。

(3) 6か月以内に受け取りを！

新しいパスポートが発行され、6か月以内にお受け取りがない場合、パスポートは失効します。失効後5年以内に次のパスポートを申請する際には、通常より高い手数料となります。(※令和5年3月27日以降に申請したパスポートが6か月以内に受け取られず失効した場合に適用されます)

(4) 申請書の変更

令和5年(2023年)3月27日から、パスポート発給等のための申請書の様式が変更されます。同日以降、古い様式の申請書は使用できません。

・ご自宅等で印刷可能なダウンロード申請書は以下リンク先から

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html#apl0327>

なお、オンライン申請の場合には、申請書の様式変更は関係ありません。